

指摘事項	措置（改善）内容	措置(改善計画書提出)日
<p>【1】地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の範囲内で、複数の見積書を徴して、随意契約を行う場合、ア) 事前に見積書徴収伺を行って、見積書を徴しておく方法 と、イ) 4月1日付けの予算執行伺兼見積書徴収実施伺で、4月1日付で見積書を徴しておく方法、の2通りがある。しかし事前に見積書を徴しているにもかかわらず、見積書徴収実施伺を作成されていないものや見積日に整合性のないものが散見された。</p> <p>例) 平成21年度防鼠・防虫消毒委託、おしぼりタオル賃借料 等</p> <p>【2】地方自治法施行令第167条の2第1項第1号以外の根拠で契約相手が特定される場合は、当初予算内示後3月末までに、見積書徴収実施伺で、契約検査課の合議を必要とするが、合議がないものが散見された。</p> <p>例) 産業廃棄物処理業務委託、一般廃棄物処理委託、平成21年度給食業務委託（4～6月分） 等</p> <p>【3】その他の契約</p> <p>①契約相手が特定される場合に、予算執行伺いに理由が明記されていないもの</p> <p>②見積書の徴収日が不明なもの等が散見されている。</p> <p>契約事務の適正な事務処理に留意され、特に4月1日から業務を開始する必要がある契約については、事前に準備されるよう対応されたい。</p>	<p>【1】『随意契約の手引き』の4月1日から開始する必要がある業務に係る随意契約について、及び契約検査課からの文書「4月1日から開始する業務の契約について」に従い適正な事務処理を実施します。</p> <p>【2】契約相手を特定した場合、見積書徴収実施伺に随意契約理由書を添付し契約検査課の合議をとるようにします。</p> <p>【3】</p> <p>①予算執行伺に随意契約理由を明記します。</p> <p>②見積書を徴収する場合は見積日が記載されているかを確認し、未記入の場合は業者に指導を行います。</p>	<p>H22.7.14</p>

指摘事項	措置（改善）内容	措置(改善計画書提出)日
<p>【1】地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の範囲内で、複数の見積書を徴して、随意契約を行う場合、ア) 事前に見積書徴収伺を行って、見積書を徴しておく方法 と、イ) 4月1日付けの予算執行伺兼見積書徴収実施伺で、4月1日付で見積書を徴しておく方法、の2通りがある。しかし事前に見積書を徴しているにもかかわらず、見積書徴収実施伺を作成されていないものや見積日に整合性のないものが散見された。</p> <p>例) 八代市坂本管内水道施設滅菌器点検業務、八代市坂本管内ポンプ設備等保守点検業務委託、河俣地区浄水場機械保守点検 等</p> <p>【2】地方自治法施行令第167条の2第1項第1号以外の根拠で契約相手が特定される場合は、当初予算内示後3月末までに、見積書徴収実施伺で、契約検査課の合議を必要とするが、合議がないものが散見された。</p> <p>例) 八代市水源地管理業務、中央監視装置外保安業務 等</p> <p>【3】その他の契約 ①契約相手が特定される場合に、予算執行伺に理由が明記されていないもの ②見積書の徴収日が不明なもの等が散見されている。 契約事務の適正な事務処理に留意され、特に4月1日から業務を開始する必要がある契約については、事前に準備されるよう対応されたい。</p> <p>【4】簡易水道使用料納入通知書兼領収書において、平成21年4月15日に支出負担行為を行っているものが、平成22年5月の支払となっている。支払に著しい遅れが見られる。適切な事務処理に留意されたい。</p>	<p>【1】4月1日から開始する必要がある業務に係る随意契約で、第1号の範囲内で、複数の見積書を徴して随意契約を行う場合、事前に見積書徴収実施伺を行い見積書を徴するようにした。もしくは、4月1日付の予算執行伺兼見積書徴収実施伺により、4月1日付の見積書を徴するようにした。</p> <p>【2】4月1日から開始する必要がある業務に係る随意契約で、契約相手が特定される場合は、当初予算内示後3月末までに見積書徴収実施伺で契約検査課へ合議をとるようにします。</p> <p>【3】 ①契約相手が特定される2号契約の場合、予算執行伺に随意契約の理由として「他の者にはできない理由」を明記するようにした。 ②見積を徴収する際は見積日が記入されているかを確認する等、契約事務の適正な事務処理に留意し、特に4月1日から業務を開始する必要がある契約については事前に準備するようにした。</p> <p>【4】支払事務に関して、相手方から見積書及び請求書を受け取った際には、負担行為作成や支出命令作成等、遅滞なく支払いを行うよう、適正な事務処理に努めます。</p>	<p>H22.7.26</p>

指摘事項	措置（改善）内容	措置(改善計画書提出)日
道路後退舗装確約書綴において、「道路提供部分の舗装等及び非課税措置に関する確約書」を取り交わす際、決裁を取らずに、確約書に市長印を捺印し、取り交わしている。適正な事務処理に努められたい。	指摘事項について、決裁後市長印を押印するよう改善し、現在そのように取り扱っています。	H22.8.10

指摘事項	措置（改善）内容	措置(改善計画書提出)日
<p>【1】地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の範囲内で、複数の見積書を徴して、随意契約を行う場合、ア) 事前に見積書徴収伺を行って、見積書を徴しておく方法 と、イ) 4月1日付けの予算執行伺兼見積書徴収実施伺で、4月1日付で見積書を徴しておく方法、の2通りがある。しかし事前に見積書を徴しているにもかかわらず、見積書徴収実施伺を作成されていないものや見積日に整合性のないものが散見された。</p> <p>例) 東部山麓歴史自然公園簡易トイレレンタル料、植柳新町西児童公園簡易トイレレンタル料</p> <p>【2】地方自治法施行令第167条の2第1項第1号以外の根拠で契約相手が特定される場合は、当初予算内示後3月末までに、見積書徴収実施伺で、契約検査課の合議を必要とするが、合議がないものが散見された。</p> <p>例) 浄化槽清掃管理業務委託、公園維持管理業務委託 等</p> <p>【3】4月1日から業務を開始する必要がある契約で、予算執行伺兼見積書徴収実施伺とは別に契約伺を起票する必要があるが、予算執行伺と見積書徴収実施伺と契約伺を同時に兼ねられているものや、契約検査課に合議がされていないもの等が散見された。</p> <p>契約事務の適正な事務処理に留意され、特に4月1日から業務を開始する必要がある契約については、事前に準備されるよう対応されたい。</p>	<p>【1】～【3】契約関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園の維持管理業務においては、その性質上4月1日に業務を開始する必要があるものが多数あります。 ・今回の定期監査による指摘を受けた事項について次のとおり改善を行います。 <ol style="list-style-type: none"> ①4月1日に開始する業務について整理表を作成します。 ②整理表に見積書徴収実施伺、予算執行伺、予算執行伺兼見積書徴収実施伺、契約締結伺、負担行為伺等の業務に必要な事務手続きの欄を設け起案日等の日付を記入することによりチェックを行います。 ③上記の他、整理表に見積書徴収時の業者ごとの日付を記入することにより日付の漏れや不整合がないようにする。なお、日付の記載がない場合、記入について業者に指導を行います。 ④整理表に契約検査課合議欄を設け合議が必要な業務をチェックをし、確実に合議を実施します。 ・上記の他、業務を遂行するに当たり、各職員が適正な事務処理を遂行するように各種事務手続きの内容を熟知すると共に早期の事務処理に努めます。 	H22.8.30

<p>【4】都市公園使用願について、使用料の規定額欄が修正液で訂正されているもの、領収年月日が漏れているもの、書損じが破り取っておられるものが見受けられた。適切な事務処理に留意されたい。</p> <p>【5】都市公園台帳について、大嶋しおさい公園、がめさん公園、日奈久ドリームランド「シー・湯・遊」の台帳が見当たらない。速やかに整備されたい。</p>	<p>【4】都市公園使用願については、街路公園課で受付を行う場合と日奈久公園管理事務所で受付を行う場合があるが、指摘事項に上げられた事項の多くが日奈久公園管理事務所で受付されたものであります。</p> <p>日奈久公園の管理は公園使用願いの受付業務を含め、入札により民間業者に委託しています。</p> <p>業務を委託した業者及び受付を行う作業員に本事務処理の重要性を説明すると共に適正な処理をするよう指導いたします。</p> <p>【5】指摘された3公園の公園台帳については作成しました。</p> <p>今後、新規公園については供用開始の公告に合わせて作成するよう努めます。</p>	
---	--	--